

国家戦略特区等提案様式

管理番号 (事務局 記入欄)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)
	大潟村地域活性化 推進特区	秋田県大潟村 (村内全域)	大潟村は大規模農業を展開しており、農繁期における労働力の確保は周辺市町村からの短期雇用者に依存してきた。近年、少子高齢化や人口減少が続く中で、農作業における雇用者の確保が年々厳しくなっており、外国人を雇用することで不足する労働力を補う。	農業労働力が確保されることで、通常の稲作よりも絶対的に人手が必要となる有機栽培や園芸作物への取組も拡大し、多様な農業展開が可能となる。また、外国人にとっては農業技術の習得にも繋がり国際貢献もできる。	農作業については、短期就労ビザが発給されない。	出入国管理及び難民認定法第2条の2	農作業について、「技能」分野に含めるものとし、就労ビザの発給を行う。
			大潟村は大規模専業農家群である。村内農家のほとんどは自営農業者であり、労災保険の指定農業機械作業従事者にあたる。そのため、農産物の生産から出荷・販売に至るまで農家が行う一連のフォークリフト作業について労災の補償対象範囲に含める。	農業は今後、更に大規模化・集約化が図られ、単に系統出荷だけでなく、農家が自ら実需者と結びつき、生産から販売までを行うケースが増加してくると考えられる。さらに6次産業化や海外輸出なども推進され、農家は生産だけ行うものではなくなってきた。そうした中で、フォークリフト作業は農業者が行う生産から出荷・販売までの一連の作業に必要不可欠なものであり、労災の対象範囲に加えられることで、安心した作業環境が整い、足腰の強い多様な農業経営の一助に繋がる。	現在、農業生産のために行うフォークリフト作業については労災の補償対象範囲であるが、農産物の出荷・販売のために行うフォークリフト作業については対象範囲外となっている。	労働災害補償保険法第33条第5号 労働災害補償保険法施行規則第46条の18第1号	農家が行う生産から出荷・販売及びそれに付随する一連の作業を労災の補償対象範囲に含める。
			農作業の効率化・低コスト化を図るため、GPSを活用したドローン飛行による生育調査や薬剤散布の実証実験を行う。	農作業の効率化・低コスト化が図られることで、農産物価格の産地間あるいは国際競争力が強化され、農家所得の向上に繋がる。	ドローンについては、薬剤散布、目視外飛行、夜間飛行等を行う場合は国交大臣への承認申請が必要。また、承認期間は原則として3ヶ月(最大でも1年間)となっている。	航空法第132条の2	航空法第132条の2に規定される国交大臣への承認申請に係る手続きの簡略化と承認期間の延長。(承認期間を最大3年程度まで延長する。)
			構造改革特別区域法により酒税法の特例が規定されているが、農家のどぶろく製造については、特に販売面で苦慮することが多い。本村には農家が役員となっている(農業を営まない)法人が多数存在しており、農家個人が取り組むよりも販売環境が整っていることから、そういった法人がどぶろくを製造・販売することで、地域の新たな特産品の開発、6次産業化の推進等を進め、地域内の産業活性化を図る。	農家が役員となっている法人が製造したどぶろくを販売することにより、新たな特産品として村の産直センターや宿泊施設での提供・販売により集客に結びつけることができる。	酒類の製造免許を受けるとは年間の製造見込み数量が一定以上に達する必要がある。(どぶろくの場合、「その他の醸造酒六キロリットル以上」に該当。) また、構造改革特別区域法において酒税法の特例が規定されているが、特定の条件を満たさず農家(特定農業者)しか適用されない。	酒税法第7条第2項 構造改革特別区域法第28条	構造改革特別区域法第28条における「特定農業者」に農業を営むか否かに関わらず「農家が役員となっている法人」も加える。
			村内には公共交通機関が乏しく、鉄道や民間のタクシー会社もないことから、大潟村に訪れる場合や村内を観光する場合には車の利用が不可欠である。そのため、大潟村の最寄り駅から村内へ移動する場合や村内を観光する場合のみ宿泊施設事業所等が所有するバスや自家用車を活用する。	宿泊施設事業所等で所有する車両を有効活用し、来訪者のニーズに応えることで、サービスの向上及び交流人口の拡大により、村内経済効果の向上に繋がる。	一般旅客運送事業を行う場合には、国土交通大臣の許可が必要。	道路運送法第4条	国家戦略特別区域法第16条の2(道路運送法の特例)の適用